

別紙2

「日米相互防衛援助協定の規定に基づく揮発油税及び地方道路税の免除の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(免税の範囲)</p> <p>一 協定第6条の規定に基づき揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>が免除されることとなっている揮発油には、中間業者等の手を経て日本国に引き渡されるものも含むものとする。</p> <p>(免税の手続)</p> <p>二 協定第6条の規定による揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除の手続は、原則として、次によること。</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 揮発油の製造者等が協定第6条の規定の適用を受け、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除を受けようとするときは、別紙第一号様式による「日米相互防衛援助協定に基づく揮発油・<u>地方揮発油税</u>免税申請書」(以下「免税申請書」という。)に免税の証明書の第一部だけに証明を受けたもの二通を添えて、製造場の所轄税務署長又は保税地域の所轄税関長に申請させること。</p> <p>4 3の規定による申請があった場合には、内容を検討し、承認を与えることが相当と認められるときは、別紙第二号様式による「日米相互防衛協定に基づく揮発油・<u>地方揮発油税</u>免税承認書」を申請者に交付するとともに、免税申請書に添付された免税の証明書のうち一通を当該申請者に交付すること。</p> <p>5～6 (省略)</p> <p>(免税手続の特例)</p>	<p>(免税の範囲)</p> <p>一 協定第6条の規定に基づき揮発油税及び<u>地方道路税</u>が免除されることとなっている揮発油には、中間業者等の手を経て日本国に引き渡されるものも含むものとする。</p> <p>(免税の手続)</p> <p>二 協定第6条の規定による揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除の手続は、原則として、次によること。</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 揮発油の製造者等が協定第6条の規定の適用を受け、揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除を受けようとするときは、別紙第一号様式による「日米相互防衛援助協定に基づく揮発油・<u>地方道路税</u>免税申請書」(以下「免税申請書」という。)に免税の証明書の第一部だけに証明を受けたもの二通を添えて、製造場の所轄税務署長又は保税地域の所轄税関長に申請させること。</p> <p>4 3の規定による申請があった場合には、内容を検討し、承認を与えることが相当と認められるときは、別紙第二号様式による「日米相互防衛協定に基づく揮発油・<u>地方道路税</u>免税承認書」を申請者に交付するとともに、免税申請書に添付された免税の証明書のうち一通を当該申請者に交付すること。</p> <p>5～6 (同左)</p> <p>(免税手続の特例)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>三 揮発油の調達が揮発油の製造者以外の中間業者（揮発油の販売業者を除く。）を通じて行われる場合で、二に定める手続によって揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除を受けることが困難な場合には、次の手続によること。</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 揮発油の製造者等が揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合において、製造場の所轄税務署長又は保税地域の所轄税関長に対し1の免税の証明書及び2の明細書を添付して免税申請書を提出したときは、当該税務署長又は税関長は、当該証明書に記載された揮発油の数量に<u>98.65分の100</u>を乗じて得た数量（リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た数量）に相当する揮発油の移出又は引取に対して、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>を免除すること。</p> <p>別紙</p>	<p>三 揮発油の調達が揮発油の製造者以外の中間業者（揮発油の販売業者を除く。）を通じて行われる場合で、二に定める手続によって揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除を受けることが困難な場合には、次の手続によること。</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3 揮発油の製造者等が揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合において、製造場の所轄税務署長又は保税地域の所轄税関長に対し1の免税の証明書及び2の明細書を添付して免税申請書を提出したときは、当該税務署長又は税関長は、当該証明書に記載された揮発油の数量に<u>98.5分の100</u>を乗じて得た数量（リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た数量）に相当する揮発油の移出又は引取に対して、揮発油税及び<u>地方道路税</u>を免除すること。</p> <p>別紙</p>

改正後

第一号様式

日米相互防衛援助協定に基づく揮発油
地方揮発油 税免税申請書

承認番号	契約番号	証明番号	
品名			
容器の種類等			
移出(引取)数量	ℓ	ℓ	ℓ
控除数量	ℓ	ℓ	ℓ
差引免税数量	ℓ	ℓ	ℓ
税額	円	円	円
移出(引取)の目的			
移出(引取)場所			
納入場所			
納入者の住所及び氏名			
納入予定年月日	平成 年 月 日		
引渡し済証明書提出期限	平成 年 月 日		
摘要			
<p>上記について、揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けたいので申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者の住所及び氏名又は名称 ㊞</p> <p style="text-align: center;">税務署 長 殿 税 関</p>			

改正前

第一号様式

日米相互防衛援助協定に基づく揮発油
地方道路 税免税申請書

承認番号	契約番号	証明番号	
品名			
容器の種類等			
移出(引取)数量	ℓ	ℓ	ℓ
控除数量	ℓ	ℓ	ℓ
差引免税数量	ℓ	ℓ	ℓ
税額	円	円	円
移出(引取)の目的			
移出(引取)場所			
納入場所			
納入者の住所及び氏名			
納入予定年月日	平成 年 月 日		
引渡し済証明書提出期限	平成 年 月 日		
摘要			
<p>上記について、揮発油税及び地方道路税の免除を受けたいので申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者の住所及び氏名又は名称 ㊞</p> <p style="text-align: center;">税務署 長 殿 税 関</p>			

改正後

第二号様式

日米相互防衛援助協定に基づく揮発油 税免税承認書
地方揮発油

承認番号		契約番号		証明番号	
品名					
容器の種類等					
移出（引取）数量	0	0	0	0	0
控除数量	0	0	0	0	0
差引免税数量	0	0	0	0	0
税額		円	円	円	円
移出（引取）の目的					
移出（引取）場所					
納入場所					
納入者の住所及び氏名					
納入予定年月日	平成 年 月 日				
引渡し済証明書提出期限	平成 年 月 日				
指定条件	1 上記の引渡し済証明書提出期限内に政府の権限ある官憲の受領証明書を提出すること。 2 1の期限内に受領証明書の提出がないときは、直ちに揮発油税及び地方揮発油税を納付すること。				
摘要					
上記のとおり承認します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 税 務 署 長 印 税 関 </div>					

改正前

第二号様式

日米相互防衛援助協定に基づく揮発油 税免税承認書
地方道路

承認番号		契約番号		証明番号	
品名					
容器の種類等					
移出（引取）数量	0	0	0	0	0
控除数量	0	0	0	0	0
差引免税数量	0	0	0	0	0
税額		円	円	円	円
移出（引取）の目的					
移出（引取）場所					
納入場所					
納入者の住所及び氏名					
納入予定年月日	平成 年 月 日				
引渡し済証明書提出期限	平成 年 月 日				
指定条件	1 上記の引渡し済証明書提出期限内に政府の権限ある官憲の受領証明書を提出すること。 2 1の期限内に受領証明書の提出がないときは、直ちに揮発油税及び地方道路税を納付すること。				
摘要					
上記のとおり承認します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 税 務 署 長 印 税 関 </div>					

改 正 後	改 正 前
第三号様式 (省略)	第三号様式 (同左)